

図表13 技能士に付与される特典等

1 職業能力開発促進法関係

特典等	対象職種等
<p style="text-align: center;">< 職業訓練指導員関係 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練指導員試験の受験資格（全等級） ・職業訓練指導員試験の実技試験の全部の受験免除（1級、単一等級又は2級合格者） ・職業訓練指導員試験の学科試験のうち関連学科の受験免除（1級又は単一等級合格者） ・厚生労働大臣の指定する講習（48時間講習）修了で職業訓練指導員免許交付（1級又は単一等級合格者） 	<p>免許職種と検定職種の対応は規則別表第11の2を参照</p>

2 労働安全衛生法関係

特典等	対象職種等
<p style="text-align: center;">< 職長関係 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法第60条の規定に基づく職長等に対する安全又は衛生のための教育事項の全部を省略 <p style="text-align: center;">< 労働安全コンサルタント関係 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全コンサルタント試験の受験資格 <p style="text-align: center;">< 特定自主検査の検査者関係 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・動力プレスの事業内検査者の資格 ・動力プレスの検査業者所属検査者研修の受講資格 ・車両系建設機械の特定自主検査を行う事業内検査者及び検査業者所属検査者の資格（ただしコンクリート打設用車及び高所作業車（作業床の高さ2m以上）については厚生労働省労働基準局長が定める研修を修了した場合に限る。） 	<p>全職種（特級）</p> <p>職種は※1〔1級及び単一等級〕 ※1）労働安全コンサルタント試験の受験資格に係る職種 金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、仕上げ、金属研磨仕上げ、切削工具研削、製材のこ目立て、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、産業車両整備、複写機組立て、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、農業機械整備、木工機械整備、機械木工、プラスチック成形、強化プラスチック成形（積層成形法に限る。）、建築大工、とび、左官、ブロック建築、コンクリート積みブロック施工、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、ウェルポイント施工、化学分析、金属材料試験、産業洗浄</p> <p>金属プレス加工〔1級及び2級〕 金属プレス加工〔1級及び2級〕 建設機械整備〔1級及び2級〕</p>

- ・不整地運搬車の特定自主検査を行う事業内検査者及び検査業者所属検査者の資格
- ・フォークリフトの特定自主検査を行う事業内検査者及び検査業者所属検査者の研修の一部受講の免除の資格

＜ 技能講習関係 ＞

- ・プレス機械作業主任者技能講習の講習科目のうち、「作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識」、「作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識」及び「作業の方法に関する知識」に係る講師の資格及び受講の免除
- ・木材加工用機械作業主任者技能講習の講習科目のうち、「作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造および機能に関する知識」、「作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識」及び「作業の方法に関する知識」に係る講師の資格及び受講の免除
- ・木造建築物の組立て等作業主任者技能講習の講習科目のうち、「木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識」及び「工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識」に係る受講の免除
- ・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習の講習科目のうち、「作業の方法に関する知識」及び「工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識」に係る受講の免除
- ・型わく支保工の組立て等作業主任者技能講習の講習科目のうち、「作業の方法に関する知識」及び「工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識」に係る受講の免除
- ・足場の組立て等作業主任者技能講習の講習科目のうち、「作業の方法に関する知識」及び「工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識」に係る受講の免除
- ・建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習の講習科目のうち、「作業の方法に関する知識」、「工事用設備、機械、器具等に関する知識」及び「作業環境等に関する知識」に係る受講の免除
- ・コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習の講習科目のうち、「作業の方法に関する知識」及び「工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識」に係る受講の免除
- ・鋼橋架設等作業主任者技能講習の講習科目のうち、「作業の方法に関する知識」及び「工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識」に係る受講の免除
- ・コンクリート橋架設等作業主任者技能講習の講習科目のうち、「作業の方法に関する知識」及び「工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識」に係る受講の免除

＜ 免許等関係 ＞

- ・制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの就業資格
- ・ガス溶接作業主任者免許試験の受験資格及び試験科目のうち、「アセチレン溶接装置及びガス集合溶接装置に関する知識」及び「アセチレンその他の可燃性ガス、カーバイド及び酸素に関する知識」に係る受験の免除

建設機械整備 [1級及び2級]

産業車両整備 [1級及び2級]

金属プレス加工、鉄工(製缶作業)、建築板金、工場板金、板金(建築板金作業及び工場板金作業)(講師の資格は1級のみ、受講の免除は1級及び2級)

機械木工(木工機械整備作業)、木工機械調整、木工機械整備(木工機械調整作業)、木型製作、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具製作作業及び木製建具手加工作業)、木工、建築大工(講師の資格は1級のみ、受講の免除は1級及び2級)

建築大工、とび [1級及び2級]

とび [1級及び2級]

ブロック建築 [1級及び2級]、とび [1級及び2級]

とび [1級及び2級]

とび [1級及び2級]

とび [1級及び2級]

とび [1級及び2級]

とび [1級及び2級]

とび [1級及び2級]

鉄工、板金、建築板金、工場板金、船舶ぎ装、配管(受験資格は1級及び2級、受験の免除は1級のみ)(いずれも技能検定合格後1年以上のガス溶接等に関する実務経験を有する者に限る。)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 2級建築施工管理技術検定(仕上げ種別)の受験資格 	<p>送施工、鉄筋組立て [1級、2級及び単一等級] ※3 職種は※5 [1級、2級及び単一等級] ※3 ※5) 建築板金(内外装板金作業)、石材施工(石張り作業)、石工(石張り作業)、建築大工、左官、れんが積み、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)、床仕上げ施工、天井仕上げ施工、スレート施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、ガラス施工、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録基幹技能者講習の受講資格※6 	<p>※6) 各登録基幹技能者に関する職種において、10年以上の実務経験を有し、3年以上の職長経験を有する者に限る。</p>
登録造園基幹技能者講習受講資格	造園[1級]
登録コンクリート圧送基幹技能者講習受講資格	コンクリート圧送施工[1級]
登録防水基幹技能者受講資格	防水施工[1級]
登録建設塗装基幹技能者講習受講資格	塗装[1級]
登録左官基幹技能者講習受講資格	左官[1級]
登録機械土工基幹技能者講習受講資格	建設機械整備[1級]
登録登録鉄筋基幹技能者講習受講資格	鉄筋施工[1級]
登録型枠基幹技能講習者受講資格	型枠施工[1級]
登録配管基幹技能者講習受講資格	配管[1級]
登録鳶・土工基幹技能者講習受講資格	とび[1級]
登録内装仕上工事基幹技能者講習受講資格	内装仕上げ施工[1級]
登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者講習受講資格	サッシ施工[1級] カーテンウォール施工[1級]
登録エクステリア基幹技能者講習受講資格	ブロック建築[1級]
登録建築板金基幹技能者講習受講資格	建築板金[1級]※7 ※7) 国土交通省の登録基幹技能者講習実施機関が定める講習を修了した者に限る
登録ダクト基幹技能者講習受講資格	建築板金(ダクト板金作業)[1級]
登録保温保冷基幹技能者講習受講資格	熱絶縁施工(保温保冷工事作業)[1級]
登録冷凍空調基幹技能者講習	冷凍空気調和機器施工[1級]

5 一級技能士現場常駐制度

各府省庁が行う官庁営繕工事(原則全ての工事に適用)に使用する「公共建築工事標準仕様書」において、特記仕様書で指定する工事作業(工事ごとに適用する職種を定めるもの)については当該作業現場にその作業に係る1級又は単一等級技能士1名以上を常駐させ、自ら作業をするとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこととされている。

また、多くの地方公共団体においても同様の制度を設けている。

6 その他

法令等名称	特典等	対象職種等
製菓衛生師法	・製菓衛生師試験の試験科目のうち「製菓理論」及び「実技」に係る受験の免除	菓子製造 [1級及び2級]
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	・液化石油ガス設備士講習の講師の条件(一部の科目を講習することができる)	配管(建築配管作業) [1級及び2級]
	・液化石油ガス設備士講習の講習科目のうち一部の受講の免除	配管(建築配管作業) [1級及び2級]

消防法	・ 甲種消防設備士試験の受験資格	配管（建築配管作業） [1級及び2級]
	・ 鋼製地下タンクの内面保護に係る内面ライニングの施工の際にライニングの成形及び確認を行う有資格者	強化プラスチック成形 （手積み積層成形作業） [1級及び2級]
特定ガス消費機器の設備工事の監督に関する法律	・ 認定講習修了時に、ガス消費機器設置工事監督者の資格	浴槽設備施工
屋外広告物法	・ 屋外広告業について、営業所毎に置かなければならない「屋外講習会修了者等」の資格	広告美術仕上げ [1級、2級及び3級]
	・ 屋外広告物講習の講習科目のうち、「屋外広告物の表示の方法」に係る受講の免除	帆布製品製造 [1級及び2級]
義肢装具士法	・ 義肢装具士試験の受験資格	義肢・装具製作 [1級] ※8
調理師法	・ 調理師養成施設が調理師養成施設指導要領に基づき行う教育における「食文化概論」、「調理理論」及び「調理実習」の教科課目の教員資格	調理
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	・ 建築物清掃業の営業の登録基準の一つである厚生労働大臣が定める清掃作業監督者の受講資格	ビルクリーニング [1級]

※8）文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した義肢装具士養成所において、1年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得した者に限る。

別 表（「4 建設業法における専任の者に該当する技能検定職種）

建設業法	技能検定職種等
大工工事業	建築大工、型枠施工
左官工事業	左官
とび・土木工事業	とび、【とび工】、型枠施工、コンクリート圧送施工、ウェルポイント施工
石工事業	ブロック建築、【ブロック建築工】、石材施工、【石積み】、【石工】、【コンクリート積みブロック施工】
屋根工事業	建築板金、【板金（建築板金作業）】、【板金工（建築板金作業）】、かわらぶき、【スレート施工】
管工事業	建築板金（ダクト板金作業）、冷凍空気調和機器施工、配管（建築配管）、【空気調和設備配管】、【給排水衛生設備配管】、【配管工】
タイル・れんが・ブロック工事業	タイル張り、【タイル張り工】、築炉、【築炉工】、ブロック建築、【ブロック建築工】、【れんが積み】、【コンクリート積みブロック施工】
鋼構造物工事業	鉄工（製缶作業）、【製缶】
鉄筋工事業	鉄筋施工、【鉄筋組立て】
板金工事業	工場板金、建築板金、【板金】、【打出し板金】、【板金工】
ガラス工事業	ガラス施工
塗装工事業	塗装、【木工塗装】、【木工塗装工】、【建築塗装】、【建築塗装工】、【金属塗装】、【金属塗装工】、【噴霧塗装】、路面標示施工
防水工事業	防水施工
内装仕上げ工事業	畳製作、【畳工】、内装仕上げ施工、【カーテン施工】、【天井仕上げ施工】、【床仕上げ施工】、表装、【表具】、【表具工】
熱絶縁工事業	熱絶縁施工
造園工事業	造園
さく井工事業	さく井
建具工事業	建具製作、【建具工】、【木工（建具製作作業）】、カーテンウォール施工、サッシ施工
解体工事業	とび

※ 鉄筋施工職種については鉄筋組立て作業と鉄筋施工図作成作業の2作業に合格する必要がある。